

令和 7 年度 社会福祉法人 飯塚市社会福祉協議会 事業計画

1 基本方針

近年、新型コロナウイルス以後の経済・社会情勢の変化に伴い、住民のつながりは弱体化し社会的孤立や複合的な課題も顕在化してきております。このような社会情勢と合わせて、ますます進行する少子化、高齢化、また住民のつながりの希薄化による地域活動の担い手の減少という現実を前に、私たち社協が目指す「地域共生社会」の構築に向けた取り組みや地域との協働活動が、否応なしに今後さらに重要になってくると強く意識させられるところであります。そしてコロナ禍の社会情勢下において生まれた新たな地域生活課題の解決を図るためにも、本会の果たすべき役割はますます重要になっており、その解決のため新たな事業や分野にも積極的に取り組んでいかなければならないと考えます。

その大きな第一歩として、地域において住民同士の支え合う関係や分野横断的支援の仕組みを構築することで「つながりの回復」や「現制度では対応できない生活課題への対応」を目指す包括的支援体制の中心的役割を担うよう引き続き取り組んでまいります。

また、危機的な状況にある財政状況の立て直しを目指し、令和6年度では長年の課題でありました未利用の資産や財政的負担となっていました施設について、関係者のご理解を得て一定の整理をすることが出来ました。今後も同様の取り組みを継続し、健全な財政基盤を維持することで、近い将来に生まれるであろう新たな地域福祉での課題の解決について、本会への期待に応えることが出来る組織となるよう努力するとともに、そのために必要な人材の確保、育成についても積極的に取り組んでまいります。

そして、なにより重要な本会の使命である「誰もが安心して暮らせる地域づくり」を推進していくため、地区（校区）社協、自治会をはじめとする地元関係団体や民生委員・児童委員、福祉委員と連携して、地域を基盤として解決につなげる支援やその仕組みづくりに取り組んでまいります。

2 重点事項

（１）重層的支援体制整備事業の推進

高齢者や障がい者、子ども、生活困窮など分野や制度、世代、性別を超えた複合的な地域生活課題を抱えている相談者が、地域の中で継続的に生活できるよう、各専門機関との連携や地域との関係性の構築を行い、伴走的な支援の仕組みづくりを推進してまいります。

（２）生活支援体制整備事業の推進

地域の福祉課題に住民自らが気づき、住民同士のつながりや地域の事業者などに地域福祉活動への参画に向けた働きかけを行い、解決に結びつけていくことができるような仕組みづくりを住民とともに考え、さらには実践できるような支え合いの地域づくり体制を推進してまいります。

第101回理事会

2号議案資料

第3号議案資料

第63回評議員会

第2号議案資料

実施主体である「日常生活自立支援事業」、本会独自の「ほっとサービス事業」を基本に、認知症や知的障がい者、精神障がい者、身体障がい者等で判断能力に不安がある方々においても可能な限り自立した日常生活を送ることができるよう、住民にもっとも身近な相談窓口として、迅速かつ、きめ細やかな支援に取り組んでまいります。

(4) プラットフォーム機能の強化と福祉啓発の推進

飯塚市が推進する「こどもの居場所づくり推進協議会」の支援団体として参画し、子どもの貧困対策に関する社会的認知度や必要性の高まりを受け、増加している子ども食堂や社協主催の子育て事業などに対する支援を行なうために、効果的な寄付の募集や配分に取り組み、「こどもの居場所づくり推進基金」の創設を行います。

(※) プラットフォームとは、「サービス提供者」と「利用者」を繋ぐための「場を提供する」こと

(5) 地域包括ケアシステムの推進

介護などの支援が必要な地域住民へ質の高いケアマネジメントを行い、必要なサービスを切れ目なく提供することでその人らしい生活が継続できるよう、関係機関とのネットワーク構築の強化、デジタル技術の活用、介護人材の確保、育成、定着及び介護現場の生産性向上に努めてまいります。

3 事業計画

【地域福祉推進事業】

地域福祉活動・権利擁護センター・ボランティアセンターの3つの事業を柱として、様々な生活課題を抱えながらも住み慣れた地域で自分らしく暮らしていける「地域共生社会」の実現に向け、属性・世代を問わない「包括的な相談支援」・「参加支援」・「地域づくりに向けた支援」を一体的に実施する重層的で包括的な支援体制の充実に努めます。

また、地区（校区）社協をはじめ、平時から地域や福祉関係機関、行政との連絡体制の整備など「離れていてもつながるしくみ」づくりを模索し、社会参加及び生活支援、健康寿命を意識した介護予防の充実に努めてまいります。

(1) 地域福祉活動の基本目標

- ① お互いを大切にしようひとづくり
 - 1) 各種ボランティア養成講座
 - 2) 認知症サポーター養成講座
 - 3) 小中学生を対象とした福祉体験講座
 - 4) 福祉委員研修
 - 5) 福祉啓発事業（福祉講座・地域福祉講座）
 - 6) 福祉機器・用具の貸出し
 - 7) 共同募金会への協力

② 支え合う地域づくり

- 1) いきいきサロン活動の推進
- 2) 子どもの居場所づくり支援の拡充
- 3) 小地域での生活支援ボランティア活動の推進
- 4) 福祉委員による見守り活動と定期訪問
- 5) 「ふれあい・ほっとライン」の更新
- 6) ボランティアのコーディネートと社会参加の拡大
- 7) 災害ボランティアセンターの設置運営

③ つながるしくみづくり

- 1) ホームページや広報誌等での情報提供の充実
- 2) 日常生活自立支援事業の実施
- 3) 法人後見事業の推進
- 4) 多様な相談機関・専門職との連携強化
- 5) 心配ごと相談所の開設

(2) 地区（校区）社協・地域福祉ネットワーク委員会等との協働（継続）

小地域福祉活動の推進のために、地区（校区）社協・地域福祉ネットワーク委員会、民協、自治会長会等に地区担当の生活支援コーディネーターが出席し、情報の収集と提供、課題検討への参画等を継続しながら支援していきます。

(3) 各地区の小地域福祉活動計画策定支援（継続）

福祉座談会等を通じて、地区担当の生活支援コーディネーターが皆さんとともに地域の福祉課題を明確にし、小地域福祉活動計画の策定を支援します。

(4) 日常生活自立支援事業と法人後見事業の実施（継続）

住み慣れた場所で自立した生活を継続することができるように、専門員・推進員・生活支援員相互の連携を強化し、サービスを提供するとともに、複合的な課題を抱える利用者については、他の部署や関係機関とも連携を図りながら課題解決に向けた支援を行います。また、本人の契約能力や利用意思を踏まえ、支援を必要としている人へ適切にサービスを提供できるよう、「生活支援員の養成講座」を行い、事業運営を図ります。

(5) 生活支援体制整備事業の委託事業（継続）

地域における「介護予防」や「生活支援」の多様な困りごとなどについての課題を生活支援コーディネーターが中心となり、住民主体の話し合いの場となる「第2層協議体」の開催及び運営の支援を行います。

生活支援コーディネーターは、地域の関係機関や団体との連携を推進し、住民主体による「つどいの場」や「生活支援」の創出に努め、地域の助け合い・支え合い活動のより一層の充実を図ります。

(6) ボランティアセンター事業の運営（継続）

市民活動の拠点となるボランティアセンターの機能強化に努め、ボランティアコーディネートの充実を図ります。

また、平常時から災害（地震・水害など）に対応できるよう、飯塚市が行う「災害図上訓練」への参加と運営に必要な担い手の確保、機材などの整備を進めます。

地域に出向く出前講座については、小・中学生を対象とした「福祉体験講座」を社会福祉法人連携協議会やボランティア団体と協力し、開催します。

(7) 社会福祉法人地域公益活動連携協議会及び

ふくおかライフレスキュー事業の取り組み（継続）

市内の社会福祉法人の相互連携を深めながら、「ふれあい・いきいきサロン」の支援、「小・中学校の福祉体験講座」の実施、「ふくおかライフレスキュー事業の推進」に焦点を当て、地域における公益的な取り組みをすすめます。

(8) 福祉委員活動の充実（継続）

高齢者や在宅要援護者の方の見守り活動を行い、地域のネットワークの中心を担う人材として、市内全域に配置されている「福祉委員」の活動推進を図るため、一斉改選に伴う選任手続きを円滑にすすめるとともに、研修会の開催などを通して見守り活動の普及啓発を進めて参ります。

(9) 重層的支援体制整備事業の委託事業（継続）

令和7年度から飯塚市全域での本格実施となる本事業は、5年度・6年度の移行準備事業で包括的相談支援体制の強化や各関係機関への周知広報活動とモデル地区や相談支援を通じて地域課題の把握に努めました。

そこで、浮き上がった地域住民の複雑化・複合化した生活課題に対し、相談支援、参加支援、地域づくりに向けた支援を一体的に行うため、分野を問わず断らない相談支援の体制整備を継続します。また、課題を抱える世帯に対し、早期の課題把握や社会参加繋ぐため、アウトリーチ（出張相談）を積極的に行います。

(10) 生活福祉資金貸付事業 本則・相談支援事業の展開業務（県社協委託）

生活福祉資金貸付事業本則及び特例貸付に係わる相談支援業務を福岡県社会福祉協議会からの委託事業として実施していますが、従前から取り組んでいる本則事業では、生活困窮世帯からの生活費・教育費等の相談に対し、相談者に寄り添い、その世帯が地域で安定した生活が継続できるよう支援します。

特例貸付相談支援事業は、コロナで一時的に生活が不安定に陥り、特例貸付を利用された世帯に対し、フォローアップ支援を行ないます。現在の状況確認をおこない、必要な手続きを案内し、支援を必要とする世帯に対しては、課題解決に向けて各関係機関と連携しながら、必要に応じてはアウトリーチ（出張相談）を行います。

【介護保険・障がい福祉等関連事業】

高齢者、障がい児・者及び制度の狭間で困難な生活課題を抱える地域住民を対象とした幅広い範囲の事業を実施します。さらに各分野の情報や支援内容の共有を行い、利用者一人一人の悩みや相談に傾聴し、本人だけではなく家族も含めて寄り添いながら、住み慣れた地域でその人らしい生活を送ることができるよう、質の高いサービスの提供とその向上に努めます。

（１）地域包括ケアシステムの推進

高齢者や障がい者の尊厳の保持と自立生活の支援を目的とし、必要なサービスを切れ目なく提供することで可能な限り住み慣れた地域で、自分らしい暮らしを人生の最期まで継続することができるよう、地域の包括的な支援・サービス提供体制（地域包括ケアシステム）の推進に努めて参ります。

（２）感染症対策及び災害対応の強化

基本的な感染予防対策と予期せぬ災害への対策も講じながら、職員が安心して日常業務に取り組めるよう環境整備に努め、「業務継続計画（BCP）」を基に安全・安心なサービスの提供を継続します。

（３）虐待防止委員会・身体拘束等適正化委員会及び感染症対策委員会の開催

利用者及び従業者の人権擁護のため、虐待防止委員会・身体拘束適正化委員会の中で研修を実施し、「虐待・身体拘束の防止、発生時の検証・再発防止」に、職場全体で包括的に取り組みます。また、感染症対策委員会では「感染症の発生予防及び発生時の感染拡大防止」に備え、研修を実施します。

（４）人材の確保・育成・定着への取り組み

職員を大切にし、働きがいのある、魅力ある職場作りに取り組みます。

介護等職員の処遇改善を実現します。

経験や能力に応じた職場内外の研修受講機会を設け、個々の資質の向上やキャリアアップに向けた支援を行います。

資格取得支援制度などの構築について検討します。

ホームページや広報誌などを活用して求職者へのアピールを強化し、新たな人材の発掘、多様な人材の確保・育成・定着、及び外国人材の受け入れ・育成に取り組みます。

（５）生産性向上（業務改善及び働く環境改善）への取り組み

ＩＣＴ（情報通信技術）による情報共有システムやタブレットを活用し、記録業務の負担軽減、事務作業の簡略化及びペーパーレス化を進め、働きやすい職場環境作りに努めます。

筑穂保健福祉総合センター西棟の Wi-Fi 環境を整備することで、業務負担の軽減及び生産性の向上を図ります。

経営状況の改善に向け、各事業所で数値目標を設定し、毎月開催の管理者会議で事業収支状況の把握・分析を行い、経営上の課題を抽出・共有し、利用者確保・経費節減に努め収支バランスの確立を図ります。

（６）筑豊地区福祉人材バンクの受託事業

福岡県社協及び関係機関と連携を図りながら、求人・求職情報の提供と福祉・介護分野への就業促進に努めます。

＜介護保険等関連事業一覧＞

	高齢者関連事業	障がい児・者関連事業	その他
介護保険課（飯塚支所・穂波支所・筑穂支所・他）	【自主事業】 ・居宅介護支援事業 ・訪問介護事業（総合事業を含む） ・制度外事業（ホームヘルプ事業） ・通所介護事業（総合事業を含む） ・特別養護老人ホーム筑穂桜の園運営事業 ・短期入所生活介護事業 【受託事業】 ・穂波東地域包括支援センター運営事業 ・筑穂地域包括支援センター運営事業 ・介護予防支援事業 ・要介護認定調査事業 ・高齢者住宅等安心確保事業（シルバーハウジング） ・「食」の自立支援事業（配食サービス）	【自主事業】 ・居宅介護事業 ・重度訪問介護事業 ・同行援護事業 ・制度外事業（ホームヘルプ事業） ・相談支援事業 ・生活介護事業 ・児童発達支援事業 【受託事業】 ・移動支援事業 ・障がい者配食サービス事業 ・障害支援区分認定調査事業	【自主事業】 ・留学生受け入れ事業 【受託事業】 ・筑豊地区福祉人材バンク ・ヤングケアラー訪問支援事業

【法人運営関連事業】

法人が安定して運営出来るよう自主財源の継続等に努めるとともに、社会福祉法や労働基準法の改正にも対応し、職員の労働環境等の改善にも努め、法人全体の経営の見直しを図っていきます。

（１）筑穂保健福祉総合センターの管理運営

飯塚市との協定書に基づき、引き続き、住民の健康・福祉の増進を図り、地域福祉の拠点として管理運営を行って参ります。

（２）飯塚市福祉センター伊川の郷の管理

令和７年３月３１日をもって閉館となりますが、建物は存続するため、今後の福祉センターの在り方について、行政も含めたうえで検討して参ります。

（３）収益事業の推進

１）飯塚オートレース場のメインスタンドの改修工事の影響で、自動販売機の設置台数減少や設置場所変更等により、減収となっておりますが、７年度中の新スタンドの完成に伴い、入場者の増加も見込まれるので、貴重な自主財源であることから、引き続き、同施設内自動販売機の継続設置に努めて参ります。

２）有料広告等事業を推進します。（社協だより広告掲載、車輛広告など）

（４）労働環境の整備

働き方改革関連法に基づき、労働環境の改善及び整備を継続して進めながら、職員の働く意欲を高め、更なる資質向上に努めて参ります。